

ワクチン接種会場
抗菌・抗ウイルス処理作業

業務委託仕様書

令和3年6月
西原町教育委員会

1 適用範囲

本仕様書は、新型コロナウイルスワクチン接種会場である西原町町民交流センター内における施設及び備品等の抗菌・抗ウイルス処理作業業務に適用する。

2 履行機関

契約書に示す着手の日から、令和3年9月30日までとする。なお、詳細工程については委託者の担当職員と協議し決定すること。

3 業務履行場所

沖縄県中頭郡西原町字小波津555番地 西原町町民交流センター内

4 業務時間

前項の業務時間は平日9時～17時までとするが、業務時間をやむを得ない理由により延長する場合は、事前に委託者の許可を得ること。

また、本業務は貸館及び保守作業中に行う場合においては、これらに支障を及ぼさないよう行うものとする。

5 業務内容

- (1) 噴霧対象 保健センター・プレイルーム・和室・リハーサル室・楽屋・センター会議室・トイレ4か所（別紙図面参照）
備品（折りたたみテーブル45台、スタッキングチェア240脚）

(2) 施工範囲

別紙図面のとおり、噴霧対象となる施設の床面から2mまでの高さとし、テーブルは天板と折りたたみハンドル、スタッキングチェアについては、座面と背面に噴霧する。

(3) 施工条件

受託者は噴霧前に、触媒の定着を確実にするために、拭き掃除を実施すること。清掃部位は、施工範囲と同等とする。

清掃後、触媒を噴霧する。噴霧の際は、施工部位に液だれや施工斑が生じないように、また未施工部位が生じないように、注意すること。

(4) 施工明示ステッカー

受託者は、委託者が別途指定する位置に抗菌・抗ウイルス施工を明示するステッカーの貼付を行うこと。

(5) 特記

本業務が原因で、機器装置等が故障した場合は、受託者の責任において、無償で補修等を行うこと。

本業務において、国内及び国外の特許、実用新案及び意匠並びにその他権利上の問題のないことを保証し、万が一これが生じたときは、これの解決にあたるとともに、これらに関する全ての費用(合理的な弁護士費用等を含む)及び損害を負担し、委託者にいかなる支障を及ぼしてはならない。

6 触媒

触媒は以下の条件を全て満たしたものとし、使用する触媒銘柄等を決定した際は、委託者へ書面で報告し、使用の許諾を得ること。

- (1) 空気中の気体や水分等と反応し、ウイルスや菌を酸化分解する物質（参考触媒：ヘルスブライトエボリューション）とする。なお、酸化分解反応に特定波長の光や一定の照度を必要とする触媒は原則使用しないこと。
- (2) 日本国内の公共施設において、3か所以上の施工実績があり、それを示す資料が提出できるもの。
- (3) 触媒を噴霧した施設は、翌日使用ができること。
- (4) 無色透明・無臭であらゆる部位に長時間定着できるもので、施工場所において、変色・変質及び風合いの変化がないもの。
- (5) 5年程度の効果が持続する薬剤であること。
- (6) 人体に無害・無刺激で、VOC 物質（シックハウス症候群の原因となる、揮発性有機化合物）等を含めないこと。また、VOC 物質の低減データ（10物質）の証明書を有していること。
- (7) エタノール消毒液、次亜塩素酸水（濃度：200ppm 相当）に溶解しないもの。
- (8) 継続して入手可能なもの。
- (9) 人体への安全性については、急性経口毒性試験、皮膚一次刺激性試験、変異原性試験で、大学その他性能評価機関による第三者評価を受けており、その試験結果を書面で提出できるもの。これ以外の性能評価試験で試験結果を提出できるものがあれば、それも提出すること。
- (10) 表1に定める基準値を満たすことが、大学その他性能評価機関等による第三者評価として明示でき、その試験結果を書面で提出すること。

表 1 性能評価

項目	試験内容	基準値	備考
抗菌性	JIS L 1902 または ISO 20743	抗菌活性値 2.0 以上	全ての試験で基準を満たすこと。 ただし、同等以上の試験基準を満たしたものはこの限りではない。
抗ウイルス性	JIS L 1922 または ISO 18184	インフルエンザウイルス及びネコカリシウイルスにおける、抗ウイルス活性値 3.0 以上	全ての試験で基準を満たすこと。 ただし、同等以上の試験基準を満たしたものはこの限りではない。
消臭性	汗臭等。	—	参考項目

7 作業責任者の設置

受託者は、本業務にあたり作業責任者を定め、作業開始までに委託者に届出すること。なお、作業責任者が不在となる場合は、事前にその旨を委託者へ届出し、代理人の選定及びその承諾を得ること。

8 材料・機材

本業務に使用する触媒、噴霧器、その他の機材等は全て受託者の負担とする。なお、噴霧器等機材は本業務に適したものを使用すること。

受託者が本業務において、電気・水道が必要な場合は、委託者はこれらが無償で提供する。ただし、節電・節水に努めること。

9 作業上の注意点

受託者は、業務の履行にあたり、下記の内容に十分注意すること。

(1) 安全確保

委託者が指定する場所以外は通行しないこととし、その旨を作業員へ十分に周知すること。また、委託者が指定した備品及び設備等には触れないこと。

(2) 業務開始・終了の連絡

作業開始前及び作業終了時は、まず委託者への作業手順の報告等を行い、最後に資機材の回収忘れがないことを十分確認した後、作業完了報告を行うこと。

(3) 業務中における事故・災害等

業務中に事故・災害等が発生した場合は、直ちに委託者へ報告すること。
業務中に噴霧対象物の異常若しくは損傷させた場合も同様とする。

(4) 遺失物等の取扱い

業務中に遺失物等を取得した場合は、遅滞なく委託者へ届出すること。

(5) 秘密保持

業務上、知りえた情報は他に漏らしてはならない。また、職を退いた以降においても同様とする。

(6) 禁煙

駐車場を含む敷地内、施設内は全面禁煙のため、喫煙してはならない。

(7) SNS 等への掲出

施設内ではスマートフォン等による撮影（業務写真は除く）及び SNS 等への掲出をしてはならない。

10 提出書類

下表に定める書類を委託者に提出すること。

No	書類名	提出期限	提出部数
1	業務着手届 （労働基準監督署の「保険関係成立済」を押印すること。	契約後速やかに	1部
2	契約金額内訳書		3部
3	作業計画書		5部
4	業務員名簿	決定後速やかに	5部
5	緊急連絡先		5部
6	触媒に係る各種試験結果成績書等		
7	触媒に係る公共施設導入実績報告書		
8	作業要領書		
9	施工明示ステッカー		
10	作業日報	現地業務日毎	1部
11	業務写真（業務全体の内容がわかるも	業務完了時	1部

	の)		
12	業務完了届	業務完了時	1部
13	委託者が必要と認めるもの。	随時	指定部数

11 契約金額の支払い

受託者は業務完了後に業務完了届を提出し、委託者が行う完了検査に合格した後に、支払い手続きを行う。

12 疑義

本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた事項については、委託者の担当者と十分協議すること。

13 賠償責任

故意または重大な過失により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、委託者に報告のうえ、速やかに損害の相当額を賠償するとともに、責任を持って速やかにその処理・解決にあたるものとする。

14 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。



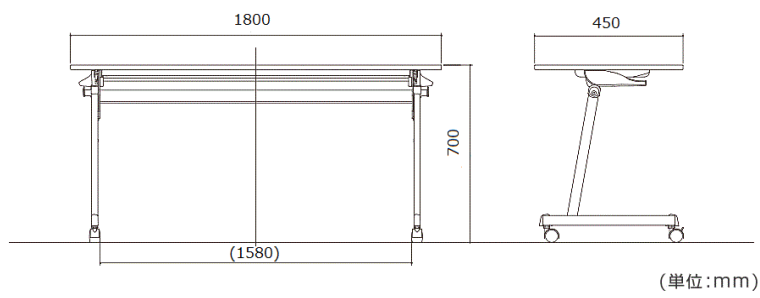
**ドアノブと壁を
薬剤噴霧する部分**

**床と壁の両方を
薬剤噴霧する部分**

図記 西岡町教育委員会生涯学習課	〒103-0220 中央区本町1-9-10(本町1) 中環ビル408号(03-5536(代)81) 〒103-0220 中央区本町1-9-10(本町1) 中環ビル408号(03-5536(代)81) FAX: (03) 811-7203	委託名称 交流センター観客席周辺環境作業委託 施工場所 中環ビル西岡町字小坂津555番地	図面名称 1階平面図 (交流センター部分) 縮尺 1:200 (A1) 1:400 (A2)	図面番号 設計番号 図面番号
---------------------	--	---	--	----------------------

【備品関係】

折りたたみテーブル (45 台)



スタッキングチェア (240 脚)

